

厚木市企業立地元気アップサポート事業

1. 固定資産税等の軽減、企業立地奨励金

[対象地域]

【特定誘致地区】厚木市が指定する3つの業務施設集積地区

1. 東名厚木IC周辺地区
2. 本厚木駅周辺地区
3. 森の里及び周辺地区

【一般誘致地区】特定誘致地区以外の市内全域（次のいずれかを満たすこと）

1. 市内で3年以上継続して事業を行っていること
2. 立地する土地の敷地面積が、3,000m²以上（情報通信業にあっては、1,000m²以上）であること

[適用要件]

市内への新たな立地、市内既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（平成33年3月31日までに事業を開始することが必要）立地の日の6か月前までに事業計画書の提出が必要です。立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。

[対象企業]

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る。）
- ・自然科学研究所

[投下資本額]

- ・製造業、自然科学研究所は3億円（中小企業は5,000万円）以上
- ・情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
- ・小規模企業は3,000万円以上

[固定資産税等の軽減内容]

【特定誘致地区】固定資産税及び都市計画税を2年間免除、3年間1/5に軽減

【一般誘致地区】固定資産税及び都市計画税を5年間1/5に軽減

[企業立地奨励金支援内容]

- ・投下資本額の10%相当額、限度額5,000万円を助成
- ・中小企業や小規模企業が立地する場合に限る

2. 固定資産税等の免除、戦略産業奨励金

[対象地域]

【特定誘致地区】厚木市が指定する3つの業務施設集積地区

1. 東名厚木IC周辺地区
2. 本厚木駅周辺地区
3. 森の里及び周辺地区

[適用要件]

市内への新たな立地、市内既存企業の市内での事業所の新設・移設・増設（平成33年3月31日までに事業を開始することが必要）立地の日の6か月前までに事業計画書の提出が必要です。立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。

[対象企業]

- ・戦略産業（環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業）

[投下資本額]

- ・製造業、自然科学研究所は3億円（中小企業は5,000万円）以上
- ・情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上
- ・小規模企業は3,000万円以上

[固定資産税等の免除内容]

【特定誘致地区】固定資産税及び都市計画税を5年間免除

[戦略産業奨励金支援内容]

【特定誘致地区】立地に係る投下資本額の3%相当額、限度額1億円（ただし、中小企業においては、投下資本額の13%相当額、限度額5,000万円）

3. ロボット産業奨励金

[対象地域]

特別誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業]

ロボット産業に係る立地をした企業

[支援内容]

大企業500万円 中小企業・小規模企業250万円
立地奨励金または戦略産業奨励金と併用可
立地の日の6か月前までに事業計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。

4. 本社機能奨励金

[対象地域]

特別誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業]

立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業

[支援内容]

大企業500万円 中小企業・小規模企業250万円
1企業につき1回のみ交付
既に市内に本社機能を有している場合は対象になりません。
立地の日の6か月前までに事業計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。

5. 雇用奨励金

[対象地域]

特定誘致地区及び一般誘致地区

[対象企業]

条例適用企業等

[適用要件]

- ・製造業、自然科学研究所は15人（中小企業・小規模企業は1人）以上
 - ・情報通信業、卸売・小売業は5人以上（中小企業・小規模企業は1人）以上
- 立地の日の前後3か月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象です。
立地の日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要です。

[支援内容]

正規社員40万円、正規以外の常時雇用者20万円（障がい者又は高齢者雇用の場合10万円加算）

6. 産業用地創出奨励金

【対象地域】

特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。)

【対象者】

条例適用企業等に3,000m²以上の土地を売却または事業用定期借地権を設定した土地所有者

【適用要件】

- 1) 産業用地創出奨励金 新たに3,000m²以上の産業用地を創出した場合
 - 2) 産業用地保全奨励金 引き続き3,000m²以上の産業用地を保全した場合
- 立地の日の6か月前までに事業計画書の提出が必要です。
立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要です。

【支援内容】

前年度の土地に係る固定資産税並びに都市計画税相当額を交付

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (厚木市工場立地に関する準則を定める条例)

厚木市では、平成27年4月1日から、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域、準工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上
	環境施設面積率	10%以上
工業地域、準工業地域	緑地面積率	10%以上
	環境施設面積率	15%以上

問合せ

厚木市産業振興部産業振興課企業誘致係 (046)225-2831